

改正案	現行
<p>（営業所等の設置等の届出等）</p> <p>第二条 法第二条第一項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 出張所の設置、移転又は廃止をする場合</p> <p>二・三 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>（銀行業を営む者に含まれる金融機関）</p> <p>第九条の二 法第二十一条第四項第十一号に規定する主務省令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 商工組合中央金庫</p> <p>二 信用金庫連合会</p> <p>三 農林中央金庫</p> <p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第十一条 法第二十一条第四項第十八号に規定する主務省令で定める</p>	<p>（営業所等の設置等の届出等）</p> <p>第二条 法第二条第一項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の設置又は移転をする場合</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 出張所を廃止する場合</p> <p>二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第十一条 法第二十一条第四項第十八号に規定する主務省令で定める</p>

ものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

イ 差金の授受によって決済される取引

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

(1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと。

(2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

二 当事者が数量を定めた算定制当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第六項に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 差金の授受によって決済される取引

ロ 算定制当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定制当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三 (略)

ものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

(新設)

(新設)

二 当事者が数量を定めた算定制当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第六項に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。）

(新設)

(新設)

三 (略)

2 (略)

(算定割当量の取得等)

第十一条の二 法第二十一条第七項第五号に規定する主務省令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

(特定取引勘定)

第十八条 (略)

2 前項の特定取引とは、商工組合中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一 十一 (略)

十二 法第二十一条第七項第二号に掲げる業務に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引

十二の二 法第二十一条第七項第五号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡

2 (略)

(新設)

(特定取引勘定)

第十八条 (略)

2 前項の特定取引とは、商工組合中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一 十一 (略)

十二 法第二十一条第七項に掲げる業務に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引

(新設)

十三 (略)

3 5 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第六十九条 法第三十九条第一項第一号に規定する主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第十条第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十一条第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げる業務とする。

一 三 (略)

2 4 (略)

5 法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立

十三 (略)

3 5 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第六十九条 法第三十九条第一項第一号に規定する主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 三 (略)

2 4 (略)

5 法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立

の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二 (略)

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社

四 (略)

五 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)第五

条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十

三条第一項又は第十六条第一項に規定する認定を受けている会社

六 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二条第三号に

規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を

受けている会社

七 会社更生法(平成十四年法律第五百五十四号)第二条第二項に規

定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受

けている会社

八 合理的な経営改善のための計画(商工組合中央金庫、銀行法第

五十二条の六十一第一項に規定する銀行等、保険業法第二条第二

項に規定する保険会社(同条第七項に規定する外国保険会社等を

含む)、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険持

株会社又はこれらの子会社(以下この号において「特定金融機関

等」という。)が、当該特定金融機関等に対する会社の債務につ

の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二 (略)

(新設)

三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

いて次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

6 (略)

7 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第七十五条第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは商工組合中央金庫に係る法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば商工組合中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基

6 (略)

7 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第七十五条第一項第九号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは商工組合中央金庫に係る法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば商工組合中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日に

準日における基礎議決権数（国内の会社（法第四十条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に商工組合中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

8～10（略）

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条（略）

2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六（略）

六の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。

における基礎議決権数（国内の会社（法第四十条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に商工組合中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

8～10（略）

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条（略）

2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六（略）

（新設）

七～二十（略）

七〇二十 (略)

二十一 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第十一号及び前二号に該当するものを除く。)

二十二〇二十八 (略)

二十九 法第二十一条第七項第五号に掲げる業務

(削る)

三十 (略)
三十一〇五十 (略)
三〇八 (略)

(子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの)

二十一 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産(不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。)に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第十一号及び前二号に該当するものを除く。)

二十二〇二十八 (略)

二十九 算割相当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

三十 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算割相当量について当該当事者間で取り決めた算割相当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

三十の二 (略)
三十一〇五十 (略)
三〇八 (略)

(子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの)

第七十二条 法第三十九条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第七十条第二項第一号から第三十号までに掲げる業務

二・三 (略)

(法第四十条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第七十五条 法第四十条第二項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八 (略)

九 第六十九条第七項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(届出事項)

第九十条 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を主務大臣等に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第二条第一項第一号に規定する出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。)の設置、移転若しくは廃止又は第三条第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合

第七十二条 法第三十九条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第七十条第二項第一号から第三十号の二までに掲げる業務

二・三 (略)

(法第四十条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第七十五条 法第四十条第二項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八 (略)

九 第六十九条第七項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(届出事項)

第九十条 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を主務大臣等に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第二条第一項第四号に規定する出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。)の廃止又は第三条第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合

四〇十 (略)

十一 削除

十二 削除

十三〇三十二 (略)

二〇七 (略)

四〇十 (略)

十一 自己資本比率（法第二十三条第一項各号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する際に、保有する債券及び株式の価格の変動その他の理由により発生しうる危険に相当する額を算出するため、主務大臣等の定めるところにより商工組合中央金庫の定める算出の方法を用いようとする場合

十二 前号に規定する商工組合中央金庫の定める算出の方法の使用を中断し、又は当該算出の方法に重大な変更をした場合

十三〇三十二 (略)

二〇七 (略)